

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分)のご案内

ご自身が支給対象に該当するか、以下をご確認ください。

1. 支給対象者

- 以下の①～③のいずれかに該当する方
(既に支給の決定がされているひとり親世帯分もしくはひとり親世帯以外分の給付金の対象児童分は除く)
- ① 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給していて、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方
- ② 児童(※)を養育していて、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方
- ③ 児童(※)を養育していて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方と同様の収入となる見込みの方

2. 支給額

児童(※) 1人当たり一律 **5万円**

(※) 児童とは、令和4年3月31日時点で18歳未満の子(定められた程度の障害を有する場合は20歳未満)と、令和4年4月以降令和5年2月28日までに生まれた新生児です。

■ 支給手続きについては裏面に掲載しています。
必ずご確認ください。

3. 給付金の支給手続き

■表面1の①に該当する方及び②の一部の方(※)

- ▶給付金は、申請不要で受け取れます。
 - ▶児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。
- (※)②の一部の方とは、令和4年4月以降令和5年2月28日までに生まれた新生児について区へ児童手当等の申請をしていて、②に該当する方を指します。

■上記以外の方(例：高校生のみ養育している方、収入が急変した方)

- ▶給付金を受け取るには、申請が必要です。
〈申請期限：令和5年2月28日必着〉
- ▶申請書を必要書類とともに郵送または窓口にご提出ください。
- ▶申請書は、区ホームページからダウンロードできるほか、子ども医療・手当係の窓口で配布しています。
- ▶申請内容を確認して支給決定通知もしくは不支給決定通知を送付します。
支給決定した方には、通知送付後、順次指定口座に振り込みます。

区ホームページ二次元コード▶



【申請先・問い合わせ先】

○郵送の場合

杉並区役所子ども家庭部管理課子ども医療・手当係
〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1 東棟3階

○窓口の場合

■～10月31日

杉並区役所「子育て世帯生活支援特別給付金」臨時窓口
〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1 東棟7階
電話：03-5307-0340

■11月1日～

杉並区役所子ども家庭部管理課子ども医療・手当係
〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1 東棟3階
電話：03-3312-2111(代表)

